

業務の休止又は廃止に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第7条（第14条において読み替えて準用する同法第7条）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。